

- ・ 現時点で緊急失業対策が必要なのは、ブラジル人を初めとする南米人である。経済危機以降の自治体等による実態調査の結果をまとめた表 1 では、推定失業率はいずれも 40% 台である。経済危機以前の失業率が特に高いとはいえなかったことから、「派遣切り」の被害を集中的に受けたのが日系南米人と考えられる。

表 1 経済危機後に行われた日系南米人調査での失業率

| | 調査期間 | 調査方法 | 回答者 | 失業率 |
|---------------------|----------|--------------------|-------|-----|
| 滋賀県国際協会 (2009a) | 2009.1 | 調査員が把握している家庭を訪問 | 238 | 42% |
| 滋賀県国際協会 (2009b) | 2009.6 | 同上 | 283 | 46% |
| がんばれ！ブラジル人会議 (2009) | 2009.1-2 | 人が多く集まるところで調査票を配布 | 2,773 | 47% |
| 渡辺 (2009) | 2008.12 | 個人ネットワークを利用 | 426 | 44% |
| 岐阜県 (2009) | 2009.7-9 | 団体や調査員が把握している家庭を訪問 | 2,343 | 40% |

- ・ 失業率の内外人差は多くの国で見られるが、経済危機以降の日本では極端な形で現れている。表 2 は EU における内外人失業率の差であるが、経済危機以降の拡大幅が最大だったフランスでも、4 ポイント程度にとどまる。絶対値でも、フランスの 16 ポイントが最大であり、EU 全体では 10 ポイントにとどまる。30 ポイント以上にのぼると思われる日本人と日系南米人の差は、OECD 全体でも最悪の水準と思われる。

表 2 欧州と日本の失業率の推移 (季節調整値)

| | | 2008.4-6 | 2008.7-9 | 2008.10-12 | 2009.1-3 | 2009.4-6 | 2009.7-9 |
|----------|----------|----------|----------|------------|----------|----------|----------|
| EU 27 カ国 | EU 域外国籍者 | 14.1 | 13.6 | 15.7 | 19.3 | 19.2 | 18.9 |
| | 域内国民 | 6.4 | 6.4 | 6.9 | 8.1 | 8.2 | 8.4 |
| ドイツ | EU 域外国籍者 | 18.0 | 16.9 | 17.3 | 19.3 | 18.4 | 18.2 |
| | 自国民 | 7.0 | 6.4 | 6.2 | 7.2 | 7.0 | 7.0 |
| アイルランド | EU 域外国籍者 | 7.9 | 10.2 | 9.2 | 12.1 | 15.1 | 16.0 |
| | 自国民 | 4.9 | 6.4 | 7.1 | 9.3 | 11.3 | 11.8 |
| スペイン | EU 域外国籍者 | 17.0 | 17.5 | 22.6 | 30.2 | 29.7 | 28.5 |
| | 自国民 | 9.3 | 10.2 | 12.5 | 15.2 | 16.0 | 16.1 |
| フランス | EU 域外国籍者 | 18.6 | 17.9 | 20.4 | 24.4 | 22.6 | 22.6 |
| | 自国民 | 6.6 | 6.9 | 7.6 | 8.3 | 8.3 | 8.5 |
| イタリア | EU 域外国籍者 | 9.3 | 7.3 | 9.1 | 10.5 | 11.2 | 10.3 |
| | 自国民 | 6.6 | 6.0 | 6.9 | 7.7 | 7.0 | 7.0 |
| イギリス | EU 域外国籍者 | 8.7 | 8.8 | 8.8 | 9.8 | 11.6 | 12.3 |
| | 自国民 | 5.0 | 6.0 | 6.1 | 7.0 | 7.5 | 7.9 |
| 日本 | 全体 | 4.0 | 4.0 | 4.0 | 4.5 | 5.2 | 5.5 |

出典：Eurostat、15～64 歳対象。

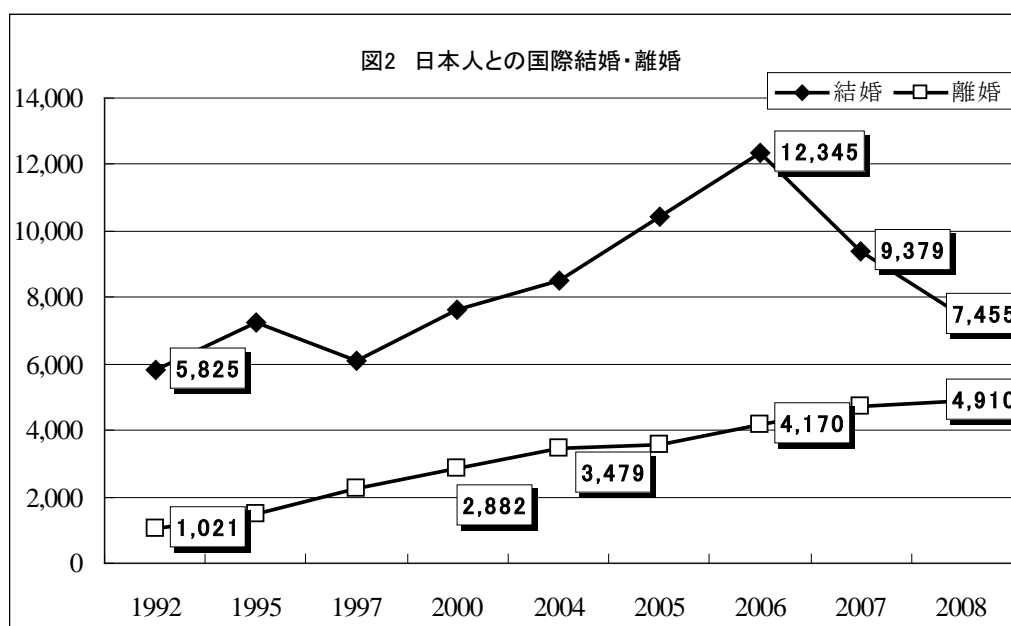
- ・ 南米人の大量失業の背景には、非正規雇用が 9 割弱にのぼる現実がある。自治体調査の結果は、豊橋市（2003）＝660 名中正規雇用（正社員と自営）12.4%、静岡県（2008）＝1922 名中 15.4%、浜松市（2007）＝1252 名中 10.4%、四日市市（2010）＝349 名中 13.2%。問題は、非正規雇用の比率が高いだけでなく正規雇用への移動機会が閉ざされていることで、出稼ぎ開始 20 年を経て労働市場の底辺へと固定化している。
- ・ 2009 年 5 月に始まった厚生労働省の「就労準備研修」は、職業訓練としての日本語研修を提供する、初めての積極的な政策である。しかし研修時間は最大 181 時間で、ドイツ（600 時間）やオランダ（510 時間）と比較してあまりに不十分。日本語の読み書きの難しさからしても、仕事で使える日本語の習得は不可能。加えて、対象者は 5000 人で、失業者の 1 割もカバーされない。景気回復により失業状態は漸次解消されていくと思われるが、人的資本の上積みがなければ以前と同様の不安定な仕事に固定化される結果に終わる。

—> 対策①：現状では外国人の雇用・賃金をめぐる位置づけすら、統計には表れない。EU にならい、国籍別の雇用・賃金調査を整備すること。

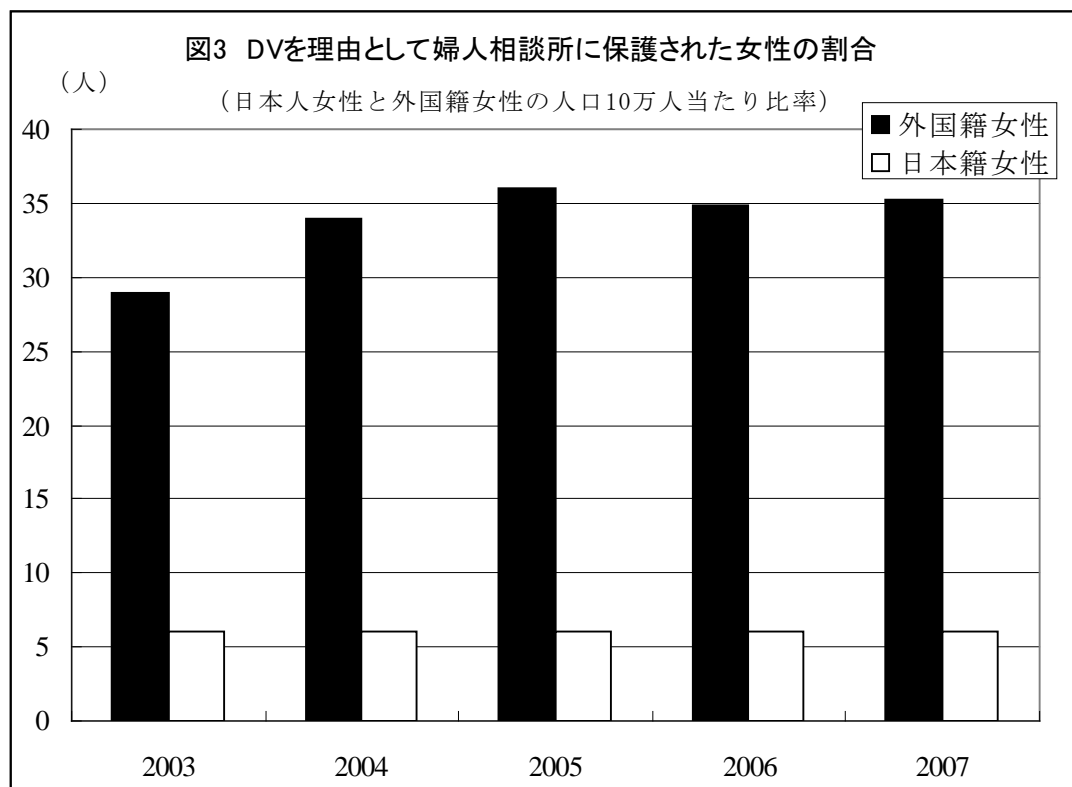
対策②：職業訓練に日本語研修を認めること、仕事で使える水準を目標とした語学教育・職業訓練プログラムを用意することが必要。今いる失業者を底辺に固定化するのではなく、失業を機会に職業訓練を受けられる仕組みを緊急に整備すべき。

3 フィリピン人母子世帯と生活保護

- ・ 図 2 の離婚件数が示すように、在日フィリピン人シングルマザーが急増している。シングルマザーの貧困が社会問題化しているが、日本人に比べて外国籍シングルマザーはより困難な状況にある。



- 離婚件数が増加する背景として、①外国籍女性に対する統合政策の欠如、②ドメスティックバイオレンスの深刻化などがあげられる。婦人相談所にDVを理由として保護される外国籍女性の比率は、日本籍女性の推計 5.5 倍であり、DV被害のハイリスク・グループとなっている¹。



- 神奈川県川崎市で活動する NGO カラカサンが、2009 年にフィリピン人シングルマザーに関する日本初の実態調査を実施した。そこでの知見は以下のとおり。
 - 限られた就労機会と低い給与所得：多くの女性は、食品加工など製造業で就労しており、時給は 750~900 円程度である。一日 8 時間働いたとしても手取りで 10 万円程度。22 名の聞き取り中、常勤の仕事を経験したのは 3 名で、それ以外は非正規雇用。日本籍のシングルマザー²と比べて、外国籍シングルマザーの非正規雇用比率は著しく高い。常勤経験のある者は英語力を活かした職業に就いており、能力開発は安定した雇用に結びつく。近年では介護分野で就労する者も増えていることから、外国籍女性が実質的に活用できる職業訓練の開発が必要である。
 - 養育費確保の困難：DV 比率の高さが示すように、夫に従属する状態で離婚しているため権利行使が困難で、表 3 にあるように養育費の確保が難しい。

表3 養育費の確保状況

| もらっている (遺族年金含む) | もらっていない |
|--------------------|---------|
| 4人 | 18人 |

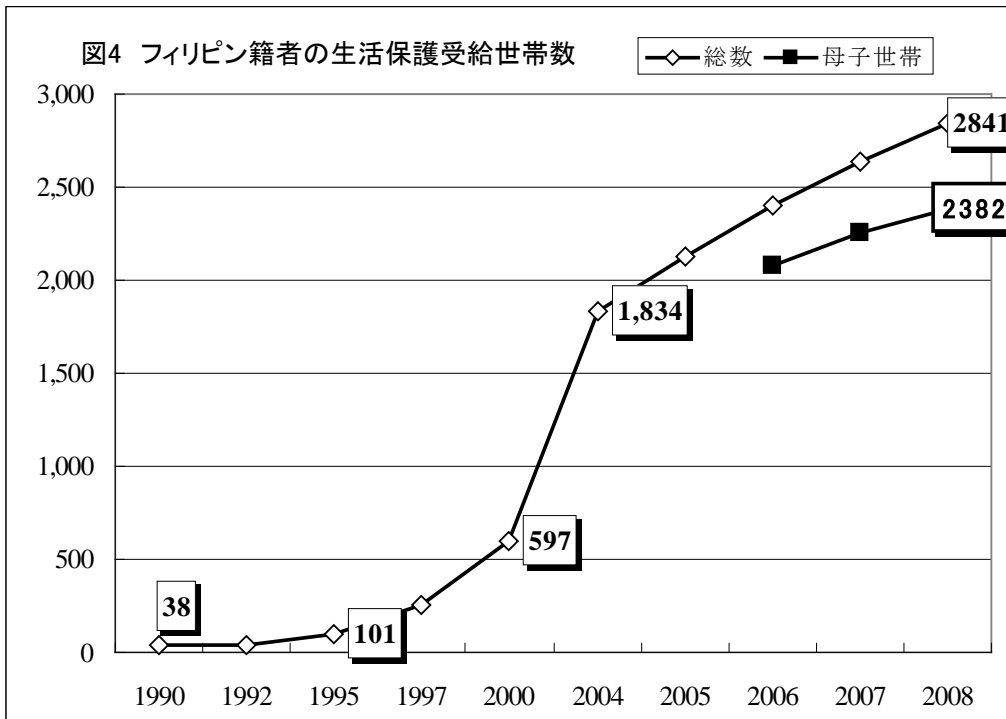
【モデルケース】 母 40歳 子ども2人 9歳と4歳

世帯の収入

就労収入 約10万円 + 児童手当 2万円 + 児童扶養手当 47,370円
= 約17万円

最低生活費（神奈川県川崎市の場合） 約22万円

- ③ 児童扶養手当や児童手当などの給付、ひとり親家庭へのサービス給付などを受けられたとしても、最低生活費を上回る収入を確保するのは困難である。こうした現状から、生活保護を受給している在日フィリピン人母子世帯が急増しており、図4が示すように生活困窮は母子世帯の問題として現れる³。さらに、日本の社会保障制度は外国籍母子家庭の現実を想定しておらず、生活保護が海外の家族・親族訪問を認めないため、家族の病気や葬儀に出席できない事態も生じる。
- ④ シングルマザーの場合、家族・親族が日本におらず日本人との社会関係も希薄なため、金銭以外の援助を得る手段が日本人よりはるかに少ない。



——> **対策①**：こうした現状を解決するために、フィリピン人シングルマザーの生活状況を把握する必要がある。フィリピン人に限らず、国民生活基礎調査に「国籍」別の集計を加えることが必要である。さらに、全国母子世帯等調査では把握できない外国籍母子世帯調査を別個に実施する必要がある。

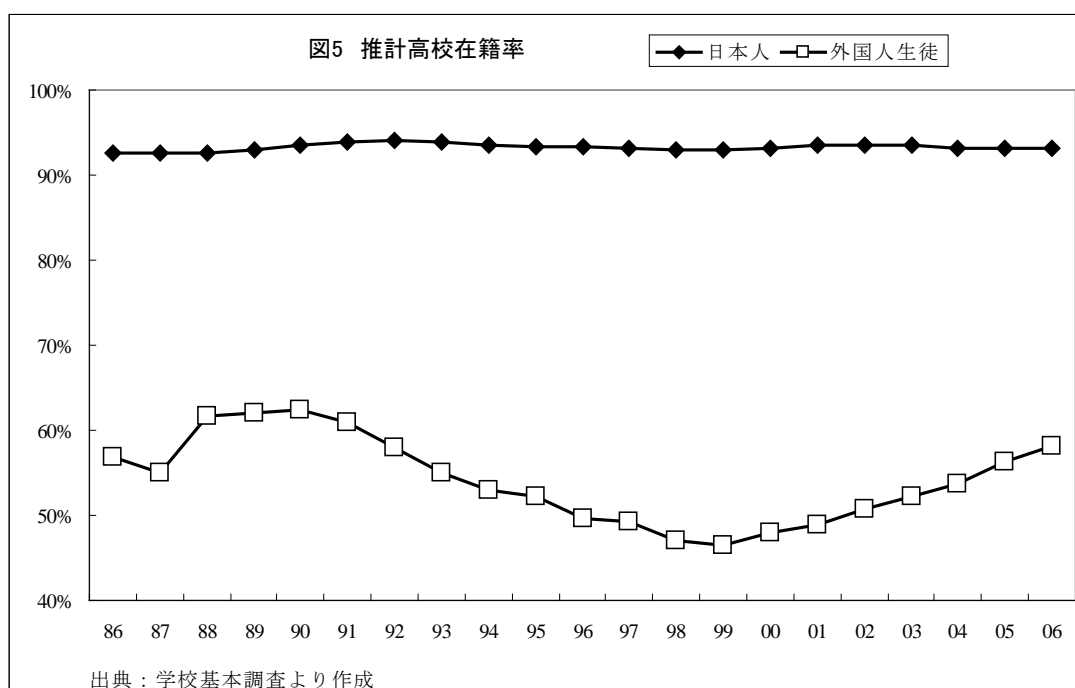
対策②：生計手段の獲得の困難さや社会関係の希薄さゆえに、外国籍シングルマザーは生活保護を必要とする比率がきわめて高い。生活保護へのアクセスを容易にするため、(1)社会保障制度の情報を多言語で効果的に配布、(2)多言語での相談対応の実施が求められる。

対策③：生活保護は日本国民を対象とした制度であるため、国境を越えた人の移動に対応可能な社会保障制度の構築が必要である。具体的には、(1)一時的な里帰りなど一時帰国の条件を緩和し、可能とする方策、(2)母国にいる家族の扶養（切りつめた生活費で送金を認めるなど）、(3)外国にいる子どもに対しても子ども手当を支給することなどが求められる。

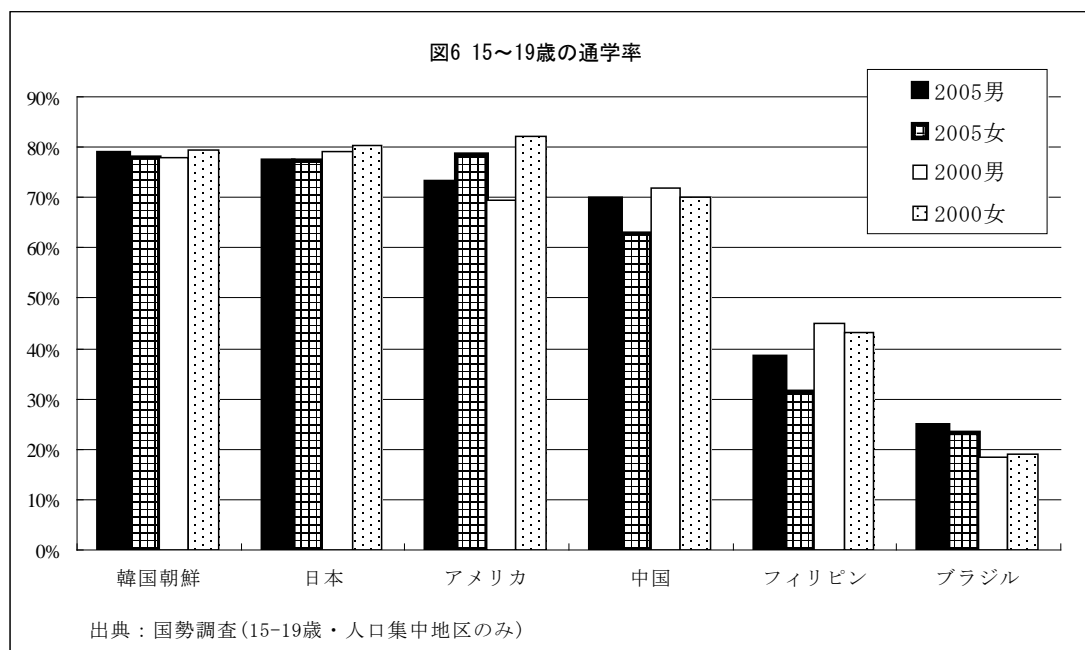
対策④：就労機会を広げ、社会関係の欠乏を補うため、雇用対策・援護・児童福祉にまたがる対策が必要。シングルマザーを対象とした職業訓練と託児機能を兼ねたセンターや民間事業への助成・立ち上げが必要。

4 進学率の格差

- ・ 南米人児童生徒の「不就学」については文科省が全国調査を実施したが、高校・大学進学率の調査は都道府県レベルでもなされていない。しかし、進学格差の深刻さは断片的なデータからも明らかで、学校基本調査をもとにした図5の高校在籍率では改善の兆しがあるとはいえ、日本人と外国人で30ポイント程度の差がある⁴。



- この差は国籍別にみるとさらに拡大する。2度の国勢調査の結果では、韓国朝鮮・アメリカ・中国とフィリピン・ブラジルという2つのグループで大きな差が生じている（大学進学比率ではさらに差が拡大するだろう）。データでは現れないが、ベトナム・ラオス・カンボジア国籍の進学率も著しく低いことが報告されている。これらの国籍の多くは、中学卒で社会に出る状況にあり、「移民の社会的排除」が問題となる欧米より深刻な格差が将来生み出される可能性が高い。



—>対策：若年者の非正規雇用比率の高さは指摘されてきたが、外国籍若年者のそれは日本人よりはるかに高いものと思われる。外国籍若年者の非正規雇用比率は日本人よりはるかに高く、西欧のような移民の失業問題を生み出すことは必至である。若年者雇用対策の観点から、①文科省に対する進学率の国籍別把握と進学格差是正の要請、②外国人学卒者の就労実態調査と正規雇用確保の支援策が必要である。

6 公的な認知と迅速な対応を

- マイノリティ問題としての認知：アイヌや同和の問題に関しては、「格差」が認識されており、以下で引用するように今なお解決されざる問題と公的に認知されている。それに対して厚生労働省における「外国人問題」は、社会保障における内外人平等や「適正雇用」の指導など、「機会の平等」にかかわるものに限定されてきた。その結果として生まれたのが、これまでみてきた「結果の不平等」である。これは、在留外国人が「マイノリティ」として認知されてこなかった結果であり、まずこの点で認識を変える必要がある。

北海道のアイヌの人々の生活や教育の状況等については、昭和47(1972)年以降、おおむね7年毎に北海道が調査を行ってきた(最新は、平成18年に調査実施)。また、平成20(2008)年10月には、北

北海道大学アイヌ・先住民研究センターが「北海道大学アイヌ民族生活実態調査」を実施した。これによれば、アイヌの人々の世帯における生活保護率は全道平均と比べて約1.5倍、全国平均と比べて約2.5倍となっている。また、大学への進学率は、30歳未満の世代に限ってみても、全国平均の約半分である。また、7割以上の者が経済的な困難を訴え、進学希望者が進学をあきらめた理由についても、約4分の3の者が経済的理由を挙げている。北海道の数次にわたる調査も併せてみると、北海道に居住するアイヌの人々の生活状況や進学率等は着実に改善されてきたが、北海道民あるいは国民全体との格差は依然として大きく残っているといわざるを得ない。

(内閣官房長官提出『アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会』2009年7月)

- ・ 実質的な移民受入国としての対応を：2008年末時点で91万人いる永住者のうち、特別永住者は42万人、それ以外の永住者は49万人と逆転している。実質的な移民受入国となった日本として、「永住外国人」を貧困に追いやらない対策が求められる。

¹ 保護件数＝厚生労働省婦人相談所運営統計、人口（日本籍女性人口＝総務省人口推計、外国籍女性人口＝法務省外国人登録者数）をもとに保護人数を人口で除し、人口10万人当たりの保護人数を算出。

² 母子世帯全体：就労している者のうち常用雇用者42.5%、臨時・パートが43.6%『平成19年度母子家庭の母の就業支援施策の実施状況』。

³ 生活保護を受給しているフィリピン籍世帯のうち、約83.8%が母子世帯である（厚生労働省被保護一斉調査）。

⁴ この数値は、学校側が「外国人生徒」として届けた者のみが含まれるため、数値がやや低めに出る傾向があるが、全体の趨勢を表す上では支障がないだろう。

引用資料

がんばれ！ブラジル人会議，2009，『浜松市 経済状況の悪化におけるブラジル人実態調査集計結果』。

岐阜県，2009，『定住外国人（ブラジル人）実態調査結果について（速報版）』。

浜松市，2007，『浜松市における南米系外国人の生活・就労実態調査』。

滋賀県国際協会，2009a，『経済危機に伴う外国人住民の雇用・生活状況調査結果（速報）』。

———，2009b，『経済危機に伴う外国人住民の雇用・生活状況調査結果』。

静岡県，2008，『静岡県外国人労働実態調査（外国人調査）報告書』。

豊橋市，2003，『日系ブラジル人実態調査報告書』。

渡邊博頭，2009，『外国人労働者の雇用実態と就業生活支援に関する調査』労働政策研究・研修機構。

四日市市，2010，『外国人市民実態調査アンケート』。

資料作成

移住労働者と連帯する全国ネットワーク・移住者と貧困プロジェクトチーム